

○千曲市老人コミュニティセンター条例施行規則

平成15年9月1日

規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、千曲市老人コミュニティセンター条例（平成15年千曲市条例第139号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 条例第7条の規定による利用の許可を受けようとする者は、老人コミュニティセンター利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、申請書の提出を省略することができる。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条の申請に対して許可をしたときは、老人コミュニティセンター利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(利用料金の減免)

第4条 条例第11条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、老人コミュニティセンター利用料金減免申請書（様式第3号）をあらかじめ指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 利用料金を減額し、又は免除する範囲及び減免率は、次に定めるところによる。

(1) 本市が利用するとき 100分の100

(2) 国、県、及び他の地方公共団体が利用するとき 100分の100

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき 市長が定める率

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の老人コミュニティセンター管理規則（昭

和61年戸倉町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年6月30日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千曲市老人コミュニティセンター条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係るものから適用し、施行日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の千曲市老人コミュニティセンター条例施行規則の規定による様式は、当分の間新規則の規定による様式とみなす。

附 則 (平成20年3月28日規則第5号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の千曲市老人コミュニティー条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係るものから適用し、施行日前の利用に関するものについては、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

老人コミュニティセンター利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者
住所
団体(グループ)名
責任者氏名
電話(有線)

次のとおり利用したいので許可してください。

利 用 月 日		月 日 曜日	利 用 人 員	人
利 用 目 的				
利用 室名・ 時間	会 議 室	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	
	創 作 室	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	

様式第2号(第3条関係)

老人コミュニティセンター利用許可書

年 月 日

様

指定管理者 印

次のとおり利用を許可します。

利 用 月 日		月 日 曜日		利用人員		人	
利 用 目 的							
利用室名・ 時 間	会 議 室	午前 午後	時 分から		午前 午後	時 分まで	
	創 作 室	午前 午後	時 分から		午前 午後	時 分まで	
許可条件・利用料金等							

様式第3号(第4条関係)

老人コミュニティセンター利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者
住所
団体(グループ名)
責任者氏名
電話

次のとおり利用料金の減免を申請します。

利 用 月 日		月 日 曜日		利用人員		人	
利 用 目 的							
利用室名・ 時 間	会議室	午前 午後	時 分から		午前 午後	時 分まで	
	創作室	午前 午後	時 分から		午前 午後	時 分まで	
利 用 料 金		区 分	金額×時間	減 免 率	減免後の 利用料金	減 免 理 由	
		基本料金		／100		千曲市老人コミュ ニティセンター 条例施行規則第4 条該当	
		暖 房 料		／100			
		冷 房 料		／100			

上記により減免してよろしいでしょうか。

年 月 日	係	係長		処 理
				許可書発行・納付書発行

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)